

【お詫び】国土交通省による事業改善命令について

本日、当社は国土交通省より「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」の行政処分を受けました。

今回の命令は、当社運航乗務員に対する機長初期訓練において不適切な路線訓練を実施したこと、および本案の事実を把握したにも関わらず、社内において十分な検証・評価を行わないまま機長昇格させ運航を継続させていたことによるものであります。

今般の機長初期訓練は不適切であったことから、当社と致しましては当該機長の昇格を取り消すとともに、当該機長ならびに担当訓練教官を乗務停止と致しました。

また、当該訓練教官を含む全訓練教官が実施した過去の訓練記録や飛行データを確認し、当社の訓練が適切に実施されていたことを確認しました。

当社は本年9月にも国土交通省より整備部門に対する嚴重注意の行政指導を受けたばかりであり、短期間のうちに今回は運航部門においてより重い処分を受ける結果となった背景には、紛れもなく、安全管理体制が十分に機能していない現状があると強く認識しております。

今般の事象を真摯に受け止め、深く反省するとともに、より一層の社内体制の強化・充実を図り、再発防止と信頼回復に努め、さらなる安全運航に全力を傾注していく所存でございます。

お客様をはじめ関係各位の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以上